

市民自治のしくみ

まちづくり条例を活用しよう

3月議会で「小平市民等提案型まちづくり条例」が成立しました。市民公募委員4人を含む検討委員会が08年10月から検討してきた報告書に沿ってできた条例です。事業者を規制するための開発条例と住民合意によってローカルルールをつくるまちづくり条例の両方がようやくそろったことになりました。

開発条例だけじゃダメ

小平・生活者ネットワークでは、まちづくり分野で自治するしくみが必要だと、かねてからまちづくり条例を提案してきました。開発計画が近隣で発生したとき、その計画が法令に違反していなければ、計画を変更させることは難しいのが実情です。04年にできた「開発事業における手続及び基準等に関する条例」も、開発事業者と周辺住民とのトラブルを防ぎ都市計画マスタープランの実現をめざしてつくられました。大規模な土地取引については、事前に届け出を求め、土地利用構想の届け出など、変更可能な時点で市長が助言や指導をできることになっています。その頃企業のグラウンドや

住宅などの跡地で開発が相次ぎ、周辺住民への対応をきちんとするため、その手続きを定めるしくみが喫緊の課題となっていました。まずは手続きや規制を早く整備する必要があったのです。しかし、開発条例だけではなかなか解決しません。開発計画が起こる前に住民が合意して良好な住環境を形成するためのルールをつくる必要があります。



▲天神町のマンション建設予定地

ローカルルールでまちの自治

例えば、天神町のマンション計画は、その土地が準工業地域で高

社会全体で子どもとその家族を支えていこう

～次世代育成支援行動計画後期計画が策定されました～



次世代育成支援行動計画後期計画が、この3月に策定されました。この計画は、2005年に前期5年間の計画がつけられています。今回できた後期計画は2010年から5年間のもので、今後の子育て支援に関わる総合的な計画として大変重要なものです。小平・生活者ネットワークでは、前期計画策定時から注目してきましたが、今回もニーズ調査前の早い段階から一般質問でも取り上げ、単なる少子化対策ではなく、社会全体で子育てをサポートするという発想が大事であり、そのための環境整備が必要であること、その際子どもの育ちに配慮するなど子どもの権利の視点が欠かせないことなどを発言してきました。また素案に対しては小平・生活者ネットワークの子ども部会で意見をとりまとめ、担当課に提出しました。

できあがった後期計画は、現状の分析と課題がいていねいに書かれており、事業の中身も細かく示され、前期計画に比べて、内容的には充実したものになっています。計画検討の場となった子育て支援協議会での、資料の出し方や意見の集め方等も改善されました。しかし、今回新たにワーク・ライフ・バランス推進のための視点が盛り込まれましたが、保育サービスの目標事業量について、認可保育所の整備などニーズ調査の数字とはかけ離れた数になっていること、学童保育の指定管理者の試行実施について市民への説明が充分でない段階で計画に盛り込まれていること、また、子育て支援協議会で出された意見の反映の仕方など計画への市民参加という点でも課題を残しました。これらの課題については、今後、生活者ネットワークとして声をあげていくとともに、計画の推進状況についても注視していきます。

(岩本ひろ子)

生活者ネットワーク会派視察の報告

地域包括ケア「点」から「線」へ

平野ひろみ

広島県尾道市御調(みつぎ)町では合併以前から保健・医療・福祉・介護が連携する地域包括ケアシステムがつくられています。ハード面では公立みつぎ総合病院が核となり、保健福祉総合施設、保健福祉センターの3ヶ所が拠点です。ソフト面としては保健センターや健康管理センターとの連携で介護予防と健康づくりをすすめています。さらに、かかりつけ医と病院の連携、救急救命・リハビリ・在宅医療(ターミナルケア)を行うために、医療から介護施設・福祉施設への橋渡しと在宅ケアに向けてのケアマネジメントを実施。また、ボランティア活動を含めた住民参加があり、保健・医療・福祉・介護のネットワークがつくられています。

合併前の旧御調町では病院と町が地域のニーズに応え、一つずつ高齢者施設のハード整備を行ってきました。その施設が「点」になり、医療と介護や健康づくりなどのソフトが連携することで「線」となります。さらに、行政の制度を使ったサービスだけでなく住民参加による地域でのネットワークによって「線」から「面」への連携が図られてきました。まさに地域ぐるみの包括ケア体制をつくり上げてきたのです。

医療の現場が「つくられた寝たきり」に気づき、それを防ぐために看護やリハビリの「出前医療」を始め、常勤保健師をおいて高齢者やその家族との人間関係をつくっていったことは画期的なことでした。医療の側から保健、福祉への連携のための改革がなされてきたのです。

この小平でも、高齢化問題を考えると、地域の特性を生かした地域包括ケアシステムを構築していくことが求められています。ハード面の整備・点検を行い、まずは「点」と「点」をつなげていくことが大切であり、必要なサービスを自ら生み出し「線」としての連携をつくっていくことが必要なのだと、あらためて強く感じました。



▲みつぎ総合病院(左)につながる保健福祉センター(右)



保健福祉総合施設の内部▶

制限25メートルですが、建ぺい率60%、容積率200%のため、8階建て南北に200メートルという大きな壁のような建物ができてしまいます。近隣住民の粘り強い交渉によって壁面後退や一部高さを削るなどの改善は図られましたが、大きな設計変更はありませんでした。事前に土地所有者の合意によって高さや容積率などをあらかじめルール化しておけば、こ

のように無茶な計画に対処することができません。もちろんさまざまなかえ方の人がいるため、土地所有者に合意してもらうことはたいへん難しいことです。でも、一定のエリアでどのような街にするのか、住民どうしが話し合うことから始めて共通のイメージを描くことができれば、かなり違ってくるはずです。

今回成立したまちづくり条例で

は、合意を得るための組織づくりやそれに対する行政の支援を定めており、条例に先駆けて、アドバインザー派遣事業も開始しています。自分たちの住環境を考え合意を得てまちづくりを進めるために、このしくみを活用することができそうです。今後まちづくり分野で自治する市民の広がりや多方面からのサポートをはたらきかけていきたいと思えます。(苗村 洋子)

